

介護老人保健施設「もくもく」通所リハビリテーション

重要事項説明書

1 事業の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	介護老人保健施設 もくもく 通所リハビリテーション
事業所所在地	島根県出雲市江田町 278 番地
連絡先	TEL0853-24-6001 FAX0853-24-6621
営業日	月曜日～金曜日（日曜日以外の祝日）
休業日	年末年始 12月31日～1月3日まで
営業時間	9時から17時45分まで
サービス提供時間	9時45分から16時まで
サービス提供地域	出雲市（佐田町・湖陵町・斐川町・多伎町・平田町（旧平田市）を除く）

(2) 事業の目的及び運営方針

・要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

・通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。

・通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーションの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導又は、説明を行います。

・通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供します。特に認知症の状況にある要介護者に関しては必要に応じ、その特性に対応したサービス提供が出来るよう体制を整えます。

2 通所リハビリの従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 管理者（医師兼務） | 1 |
| (2) 介護職員（専従） | 8（うち3人は非常勤） |
| (3) 作業療法士（兼務） | 6（兼務） |
| (4) 理学療法士（兼務） | 3（兼務） |
| (5) 管理栄養士（兼務） | 1 |

(6) 介護補助 1

(7) その他職員 3 (送迎を担当します)

- ・医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
- ・介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- ・理学療法士・作業療法士は、医者や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際して指導を行います。
- ・管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- ・その他職員は、利用者の送迎を行います。

3 サービスの内容

(1) 事業者は次の日程により通所リハビリテーションサービスを提供します。

(2) サービスは、「通所リハビリテーション計画書」に沿って提供します。

利用日	曜日	提供時間	内容(概要)
	月曜日	9:45 ~ 16:00	入浴 リハビリ 食事 その他
	火曜日	9:45 ~ 16:00	入浴 リハビリ 食事 その他
	水曜日	9:45 ~ 16:00	入浴 リハビリ 食事 その他
	木曜日	9:45 ~ 16:00	入浴 リハビリ 食事 その他
	金曜日	9:45 ~ 16:00	入浴 リハビリ 食事 その他

4 サービス提供の記録

事業者は一定期間ごとに「通所リハビリテーション計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況、目的達成等の状況等に関する「通所リハビリテーションサービス記録書」等の書面を作成して利用者に説明するとともに居宅介護支援事業所に説明します。

5 苦情対応等

利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

- ・当施設の苦情受付担当 TEL (0853) 24-6001
野津 泰彦 (デイケア主任)
日野 知華 (施設内支援相談員)
神田 阿希 (施設内支援相談員)
- ・保険者 (出雲市役所高齢者福祉課) TEL (0853) 21-6972 (直通)
- ・国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口) TEL (0852) 21-2811

6 事故発生時の対応

職員は、日常業務において介護・医療の安全を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護医療事故の発生防止に努めてまいります。事故発生時には、別に定める発生時の対応（指針）に基づき適切に対処します。

7 緊急時の連絡先

必ず確実に連絡が取れる先を7ページにご記入下さい。

8 サービス提供責任者等

(1) サービス提供の責任者は次のとおりです。

(2) サービスについてのご相談や不満のある場合は、どんなことでもお寄せ下さい。

氏 名 藤原 喜美子

連絡先（電話） 0853-24-6001

9 利用者負担金

(1) 利用者から頂く利用者負担金は、次のとおりです。

(2) この金額は介護保険法の法定利用料に基づく金額です。

1割負担の場合（令和6年6月1日より）

*「利用料」（6時間以上7時間未満）

要介護度	基本利用単位	利用者負担額	適用
要介護1	715単位	715円	
要介護2	850単位	850円	
要介護3	981単位	981円	
要介護4	1,137単位	1,137円	
要介護5	1,290単位	1,290円	

*「利用料」（5時間以上6時間未満）

要介護度	基本利用単位	利用者負担額	適用
要介護1	622単位	622円	
要介護2	738単位	738円	
要介護3	852単位	852円	
要介護4	987単位	987円	
要介護5	1,120単位	1,120円	

*「利用料」（4時間以上5時間未満）

要介護度	基本利用単位	利用者負担額	適用
要介護 1	553 単位	553 円	
要介護 2	642 単位	642 円	
要介護 3	730 単位	730 円	
要介護 4	844 単位	844 円	
要介護 5	957 単位	957 円	

*「利用料」(3 時間以上 4 時間未満)

要介護度	基本利用単位	利用者負担額	適用
要介護 1	486 単位	486 円	
要介護 2	565 単位	565 円	
要介護 3	643 単位	643 円	
要介護 4	743 単位	743 円	
要介護 5	842 単位	842 円	

・昼食代(おやつ代含む)は、利用者負担となります。

700 円

*加算(1 割負担の場合)

リハビリテーション提供体制加算 3~4H	日額	12	
リハビリテーション提供体制加算 4~5H	日額	16	
リハビリテーション提供体制加算 5~6H	日額	20	
リハビリテーション提供体制加算 6~7H	日額	24	
入浴介助加算(Ⅰ)	日額	40	
入浴介助加算(Ⅱ)	日額	60	
リハビリマネジメント加算イ	月額	560	開始日から 6 月以内
リハビリマネジメント加算イ	月額	240	開始日から 6 月超
リハビリマネジメント加算ロ	月額	593	開始日から 6 月以内
リハビリマネジメント加算ロ	月額	273	開始日から 6 月超
リハビリマネジメント加算ハ	月額	793	開始日から 6 月以内
リハビリマネジメント加算ハ	月額	473	開始日から 6 月超
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合(リハマネ加算)	月額	270	上記のリハマネ加算に加えて
短期集中個別リハビリ実施加算	回	110	
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅰ)	回	240	
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅱ)	月額	1,920	
生活行為向上リハビリ実施加算	月額	1,250	開始日から 6 月以内
若年性認知症利用者受入加算		60	
栄養アセスメント加算	月額	50	

栄養改善加算 月2回まで	月額	200	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		20	6月に1回限度
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		5	6月に1回限度
口腔機能向上加算（Ⅰ）		150	月2回限度
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ		155	月2回限度
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ		160	月2回限度
重度療養管理加算	日額	100	
中重度ケア体制加算	日額	20	
科学的介護推進体制加算	月額	40	
退院時共同指導加算		600	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額	22	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日額	18	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	日額	6	
移行支援加算		12	
送迎なしの場合（片道につき）	日額	-47	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			1月に（所定単位数×86/1000）
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			1月に（所定単位数×83/1000）
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			1月に（所定単位数×66/1000）
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			1月に（所定単位数×53/1000）

感染症及び災害時により、臨時的に利用者が一定減少している場合 3%上乘せ

高齢者虐待防止未実施減算 -1/100

業務継続計画未策定減算 -1/100

10 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに当施設までご連絡下さい。

連絡先 (電話) 0853-24-6001

11 第三者評価の実施状況

当施設においては、現在のところ実施しておりません。